

令和 2 年 4 月 9 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03336

研究課題名(和文)競争法による単独行為規制と現代社会

研究課題名(英文)The Modern Society and the Unilateral Conduct Regulation in Competition Law

研究代表者

白石 忠志 (Shiraishi, Tadashi)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：30196604

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：最も大きな研究成果は、伝統ある査読付き学術雑誌に掲載された“The Exploitative Abuse Prohibition: Activated by Modern Issues”である。搾取型濫用規制に消極的な米国の考え方と、着実に規制事例を積み重ねたEUの考え方を対比し、優越的地位濫用規制と呼ばれる搾取型濫用規制の経験を蓄積してきた日本の状況をそれに照合した。日本において、デジタルプラットフォームによる個人情報等をめぐる優越的地位濫用が問題とされガイドラインが議論的的となったり、企業による人材に対する優越的地位濫用が話題となったりしたことに先駆けて、研究成果を世界に発信した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この調査研究の研究成果は、日本において異端的とされた考え方、すなわち、優越的地位濫用規制はEUの搾取型濫用規制と同種のものであるという考え方を推し進め、米国・EU・日本の比較により、それを確認する論文を英語でまとめ、世界に発信し、日本における「プラットフォームと競争法」の議論の先駆けの一つとなったものである。

研究成果の概要(英文)：The most prominent result of the aided research was the peer-reviewed article titled as “The Exploitative Abuse Prohibition: Activated by Modern Issues”, published in an issue of the Antitrust Bulletin. This article compared the US antitrust law that doesn't give priority on exploitative abuse regulation and the EU competition law that has steadily added exploitative regulation cases. The article also compared them with the Japanese abuse of a superior bargaining position regulation. The article preceded the domestic hot debates on personal data-related abuse of a superior bargaining position.

研究分野：競争法(独占禁止法)

キーワード：競争法 独禁法 独占禁止法

1. 研究開始当初の背景

競争法(日本の独禁法に相当するものの世界的通称)の分野では、単独行為は、カルテルほど競争法上の問題が明確に表れるわけではないために従前から様々な議論が積み重ねられてきたが、研究開始当初において、以下のような特徴のある問題展開がみられた。

(1) インターネット上の検索エンジンに関する支配的な地位を用いた反競争的行為があるとして、EUの競争当局である欧州委員会を中心に法的手続が進行しており(Google事件等)、それと相俟って、プライバシー、ビッグデータ、表現の自由などをめぐる法的問題と絡めながら議論が展開されていた。この分野は、たとえばライバルに不利な検索結果を表示することによるライバル排除など、既存の類似の事例が乏しい新規性のある行為類型を多数含むという意味でも、競争法研究のフロンティアを形成していた。

(2) エネルギーに関する支配的な地位を用いた反競争的行為があるとして、欧州委員会を中心に、法的手続が進行しており(Gazprom事件等)、搾取型濫用の問題や、外国国家の影響下にある企業に対する競争法の適用可能性の問題を提起していた。日本も、東日本大震災後のエネルギー問題のなかで、LNGの調達などの関係でEUと同様の問題を抱えており、競争法の適用可能性を研究することは国益にも適うものとなっていた。

(3) やはりエネルギーに関することではあるが、国内では、電力完全自由化を始めとする、電力・ガス・通信・鉄道などのエネルギー・ネットワーク産業をめぐる新たな問題が生じていた。平成28年から予定されていた電力の完全自由化は、過去の部分自由化の際とは比べ物にならないほどの新規参入や異業種連携を誘発していることが報道されており、上記のネットワーク産業をまたいだセット割引や抱き合わせなどの様々な行為は、それらが複数のグループ間で並行した場合の取扱いと相俟って、難しい問題を提起すると考えられていた。

(4) 知的財産法の整備は、通常は、研究開発の意欲を促進する適切な効果をもたらすが、ときには、不適切に強い権利行使が問題をもたらすこともある。その例のひとつがFRAND宣言のされた標準必須特許の行使であるが、それにとどまらず、PAE(patent assertion entity:「パテントトロール」)による権利行使が問題となり得る。日本では、米国ほど特許法や関連民事手続法が強力でないため弊害は少ないとされてきたが、少数の特に強力なものが社会に重大な悪影響をもたらす場面は考えられ、また、米国などの強力な法を用いた権利行使が日本市場に影響を与える場面も考えられた。

(5) 再販売価格拘束や選択的流通などの垂直的制限行為については、平成3年時点の成果をまとめた流通取引慣行ガイドラインが存在し、その見直しが順次進められているが、競争停止行為と他者排除行為が入り交じり議論が体系的に混乱する傾向があり、これらを解きほぐして、しかも「流通」や「取引慣行」といった平成初年の問題意識に囚われず、インターネット上の強者による垂直的制限行為(たとえばデジタルプラットフォームによるコンテンツ提供事業者に対する制限行為)なども視野に入れた幅広い議論へと昇華させる必要があった。

2. 研究の目的

複数の企業が共同で行うカルテルとは別に、企業が単独で行う行為(単独行為)が競争に悪影響をもたらす、競争法上の問題を提起することがある。このような競争法による単独行為の規制について、インターネット上の諸問題、エネルギー問題などの先端事象に照らしつつ、理論的には搾取型濫用行為規制と他者排除行為規制の研究成果を踏まえて両者の融合・一体的体系化を目指しながら、現代的問題を分析する。また、成果をわかりやすく構造化して適切に発信する手法も研究し、日本と世界の競争法に貢献するための基盤を構築する。

3. 研究の方法

前記1.(1)～(5)の各テーマに対応し、以下の(1)～(5)のような方法で研究することとした。

(1) インターネット社会を素材とした競争法のフロンティア探究

Google事件のようなプライバシーや表現の自由との接点における競争法のフロンティアを広げつつある問題を注視し、その理論的な新しさは何であるのかを分析することとした。新たな問題であるから、何がどこまで明らかになるかを研究開始当初から明確に予想することは難しいと考えられたが、取引拒絶系の行為と略奪販売系の行為とで形成される他者排除行為規制の体系や搾取型濫用行為規制の体系では十分に拾えない問題群を析出し得るかどうか鍵となると考えられた。

(2) 先端的な問題事象を素材とした単独行為規制の体系の構築

既存の他者排除行為規制の体系と搾取型濫用行為規制の体系との融合・再構成を行う可能性を模索する。研究開始当初までは、両者は別のものとされてきたが(米国では後者は競争法の問題ではないとされてきたほどである)、実際の問題事象においては、前記1.(1)～(5)のように、両者は相俟って問題となっていた。他者排除行為規制の体系と搾取型濫用行為規制の体系と

を融合した単独行為規制の体系を構築し、最新の問題事象を更に的確に分析できるように競争法体系を改善する方策を模索することを目指すこととした。

(3) 裁判所における競争法規範の形成過程の研究

単独行為は、少なくとも日本では、競争当局(公正取引委員会)によって取り上げられることが少なく、新たな問題は裁判所に提起されることが多い。そのような実態を追跡し、可能な範囲で関係者にも取材しながら、日本において裁判所が競争法規範の形成過程で果たす役割を解明することを目指すこととした。裁判所は、平成27年から施行された法改正(公正取引委員会の審判制度廃止)により、公正取引委員会の命令の当否を直接審理するようになり、競争法においても更に地位を高めており、それとも相俟っての民事裁判の役割の進化の状況を分析・解明することを目指すこととした。

(4) ネットワーク産業の取引実態における問題事象の発掘

電力完全自由化を軸とする電力・ガス・通信・鉄道などのネットワーク産業における変化の潮流は、単独行為(競争者間のカルテルとは異なる共同行為などを含む)を論ずるための多くの先端的事例を提供すると予想された。これらを、現場や関係者からの取材を中心に、収集し、単独行為規制の体系の地に足の付いた発展に資するものとするようにすることを目指すこととした。

(5) 競争法(特に日本独禁法)をわかりやすく伝える手法の研究

科学コミュニケーション、ユーザインタフェース、デザインパターン、などに学びながら、他分野の優れた入門書・解説書の解析も行いつつ、競争法の複雑な法令や法律論をわかりやすく伝える手法の研究に着手することとした。

4. 研究成果

前記1.および3.の(1)～(5)の各テーマに対応して研究したところ、その主力である(1)と(2)については内容が融合して大きなテーマを形成して成果をもたらし、また、(3)～(5)についても有意義な成果を得た。

(1) インターネット社会を素材とした競争法のフロンティア探究

(2) 先端的な問題事象を素材とした単独行為規制の体系の構築

研究期間中に、Google, Amazon, Facebook, Appleといった世界的巨大デジタルプラットフォームに対する問題意識が高まり、狭い意味での競争法から、個人データ保護法、デジタルプラットフォームを特に名宛人とした特別法的規制に至るまで、様々な議論が行われ、日本においてもそのような議論が行われた。また、人材に対する企業の単独行為が競争法上の問題を引き起こす可能性に対する問題意識も高まり、やはり、外国だけでなく日本においても議論が活発に行われた。

この調査研究においては、既存の競争法体系に関する蓄積を大切にしながら、それで十分に説明できることと、既存の枠組みでは説明できないことを、明らかにするという基本方針で臨んだ。

このうち最も大きな研究成果は、伝統ある査読付き学術雑誌であるAntitrust Bulletinに掲載された“The Exploitative Abuse Prohibition: Activated by Modern Issues”である。この論文では、搾取型濫用規制を行わないとしてきた米国の考え方と、限定的にはあるが搾取型濫用規制を行うことがあるとし実際に少しずつ規制事例を積み上げてきたEUの考え方を対比し、さらに米国に新たな潮流があることを確認したうえで、優越的地位濫用規制と呼ばれる搾取型濫用規制の経験を蓄積してきた日本の状況をそれに照合し、その特徴を明らかにする、という手法をとった。この論文を刊行した時期においては、いまだ日本では、間接的競争阻害規制説を標榜しつつ実際には中小企業保護の色彩が濃い優越的地位濫用規制が行われていただけであったが、上記の研究成果では、日本法の条文としてもそのような制約はないはずであり、非事業者(消費者などの個人)に対する優越的地位濫用というものも規制し得るはずであること、プラットフォームによる優越的地位濫用という大きな問題領域があること、などを指摘していた。日本において、デジタルプラットフォームによる個人情報等をめぐる優越的地位濫用が問題とされガイドラインが議論の的となったり、企業による人材に対する優越的地位濫用が話題となったりしたことに先駆けて、上記のような研究成果を世界に向けて英語で査読付きにより発信できたことは、この調査研究に対する補助に負うところが大きく、また、これによって日本の規制の潜在力を世界にいち早く分析的に紹介できたことは、大きな成果であったと自負している。

このほか、先端的な分野における単独行為に対しては、競争法は、確約認定というエンフォースメント手法を用いることが多くなっている。平成28年には、この調査研究の一環として日本の確約認定制度(当時は法案)について、その日本法全体における位置づけを明らかにして外国に紹介する貢献文書および研究発表を、“Commitment decisions in the Japanese context”と題して、OECD競争委員会を舞台として行うことができた。国際的な競争法の場における日本のプレゼンスを高めることができたことと自負している。この研究は、その後、この調査研究の期間中に、日本において法改正が成立し、施行され、同統制条件に関する実例が現れるに至り、具体的な事例に対する見通しを良好なものとするのに役立った。

また、この調査研究の期間を平成31年度/令和元年度まで延長することにより、以上のよう

な複数の研究成果・テーマについて、Chicago-Kent 大学の David Gerber 教授と東京大学に着任する前後の Simon Vande Walle 教授（前欧州委員会職員）から、懇切なアドバイスを受け、理解を深めることができたが、その一環は、令和元年 7 月の法と経済学会において、“The JFTC Decision in Qualcomm” と題する英語の学会報告とすることができた。

（３） 裁判所における競争法規範の形成過程の研究

前記 3.(3) に記したように、日本では、平成 27 年 4 月からの施行により、審判制度が廃止され、東京地方裁判所によって公正取引委員会の命令が直ちに司法審査される体制となった。その事例として、奥村組土木興業事件やコンデンサ事件などのカルテル事件だけでなく、土佐あき農業協同組合事件のような単独行為事件も深く研究することができた。土佐あき農業協同組合事件の東京地裁判決・東京高裁判決は、基本的には公正取引委員会のガイドラインの一般論を裏書きして事件に当てはめる手法が採られており、裁判所の傾向を知ることができるとともに、その当てはめにおいて裁判所らしいきめ細かさを感じさせるものであった。奥村組土木興業事件の東京地裁決定・東京地裁判決は、特に判決において、公正取引委員会が主張した一般論を否定し、新たな一般論を確立したものであり、新たな制度の息吹を感じさせるものであった。この調査研究のテーマとしていた関係もあり、これらについて考察を深めることができたことは、独禁法に関する重層的な理解に資するものであり、この調査研究の他の部分((3)を除く(1)～(5))に役立った。

（４） ネットワーク産業の取引実態における問題事象の発掘

この調査研究の期間中に、日本が輸入する LNG の輸入取引について独禁法上の問題（日本の輸入者が被害者という位置づけとなる）があるのではないかという議論が公正取引委員会によって提起されたが、この調査研究では、実務家との緊密なネットワークにより早期からこの問題に取り組んでおり、垂直的制限と優越的地位濫用の観点から研究を行った。その一部は、前記(1)(2)の Antitrust Bulletin の論文に活かされている。

また、欧州委員会の Gazprom 事件に対する関心も、これが欧州委員会による確約認定によって終わったことも相まって、前記(1)(2)の OECD 競争委員会を舞台とした研究が基盤となり、発展を見せている。

セット割引に関する関心は、これがいわゆるプライススキーズと本質的には同じ問題であることを指摘する等、必ずしも新しい問題ではない（既に研究代表者において研究済みの問題と同じ問題である）ことが解明された。他方で、電力小売完全自由化に伴うセット割引は、まさに電力の小売が全国の電力会社に対して開かれたこともあり、地域の独占的電力会社が電気以外の商品役務についてセット割引を行って他者排除を行うのではないかという懸念が後景に退いた関係か、日本では議論が萎んでいった。上記のように、この調査研究の代表者として、既存の枠組みで説明できる問題であることをこの調査研究の結果として得たので、特にこれに対する研究上の失望等はない。

（５） 競争法（特に日本独禁法）をわかりやすく伝える手法の研究

この調査研究の補助による理解の進化により、「過不足のない言語化によって体系的に解説する」ことの重要性を、自然科学の科学コミュニケーションの実践や、公文書をわかりやすくする研究等から、学ぶことができた。これらの知見は、上記の各研究成果の中に活かされている。

また、この調査研究の期間を延長して改めて交流の機会を持った David Gerber 教授（前記(1)(2)）から、深い学識を持つ教授が若い世界の学生を競争法の世界に誘おうとする書籍のプロジェクトへの関与を許されたことは、この調査研究の隠れた大きな成果であると考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 2018年7月号
2. 論文標題 人材と競争の論点整理	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ビジネスロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 31-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 814
2. 論文標題 平成29年度企業結合事例集の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 11-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 信山社
2. 論文標題 競争法における搾取型濫用規制と優越的地位濫用規制	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 廣瀬久和先生古稀記念『人間の尊厳と法の役割』	6. 最初と最後の頁 515-534
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tadashi Shiraishi	4. 巻 62(4)
2. 論文標題 The Exploitative Abuse Prohibition: Activated by Modern Issues	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Antitrust Bulletin	6. 最初と最後の頁 737-751
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 803
2. 論文標題 平成28年度企業結合事例集の検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 10-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 1117
2. 論文標題 ブラウン管事件最高裁判決の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 4-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tadashi Shiraishi	4. 巻 DAF/COMP/WD(2016)54
2. 論文標題 Commitment decisions in the Japanese context	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 Note for the 125th meeting of OECD Competition Committee	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 1082
2. 論文標題 米国：特定の需要者に着目した市場画定	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 40-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 792
2. 論文標題 平成27年度企業結合事例集等の検討	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 10-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 89(1)
2. 論文標題 ハードコアカルテル事件における市場画定	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 6-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 1502
2. 論文標題 JASRACによる審判請求の取下げ	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 6-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 797
2. 論文標題 奥村組土木興業執行停止申立て東京地裁決定の検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 51-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tadashi Shiraishi	4. 巻 59 (2016)
2. 論文標題 Customer Location and the International Reach of National Competition Laws	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 202-215
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件 (うち招待講演 4件 / うち国際学会 5件)

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 The Goal of Prohibiting Exploitative abuse of a Dominant/Superior Position
3. 学会等名 15th Asian Law Institute Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 International Application of Competition Law: From a Trade Conflict Perspective
3. 学会等名 Asia Pacific Law Institute International Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 Exploitative abuse in European and Japanese competition laws
3. 学会等名 Colloque international de Tours (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 Commitment decisions in the Japanese context
3. 学会等名 The 125th Meeting of OECD Competition Committee (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 Procedural Fairness in Japan
3. 学会等名 2017 Conference on Antitrust Enforcement in a Global Context: Extraterritoriality and Due Process (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 The JFTC Decision in Qualcomm
3. 学会等名 17th Annual Japan Law and Economics Association Conference
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考